

要支援者の新サービス開始

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防や生活支援の新たな取り組みとして、4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。介護保険の要支援認定を受けている人が、より多様なサービスを受けられるようになります。

問い合わせ 介護予防・生活支援サービス事業は介護保険課（市庁舎1階、☎65・4151）、一般介護予防事業は高齢者福祉課（市庁舎2階、☎65・4145）

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、総合事業）が始まります。

総合事業は、地域の実情に応じた新たなサービスを提供します。

これまでのサービスとの比較

今まで全国一律の基準で実施されていた介護保険制度の予防給付のうち、要介護認定で「要支援1・2」と認定された人を対象とした「訪問介護」と「通所介護」が総合事業に移ります。また、市独自の基準によるサービスを提供します。

これまでのサービスとの比較

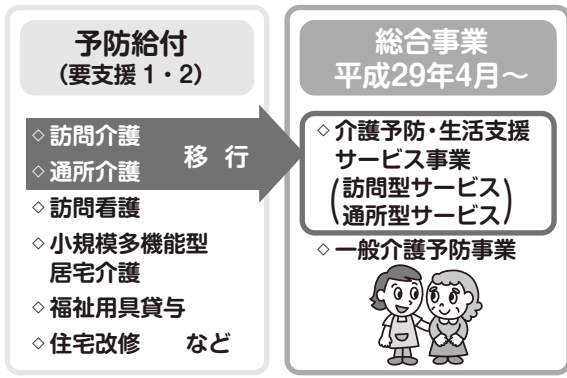


表 介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス

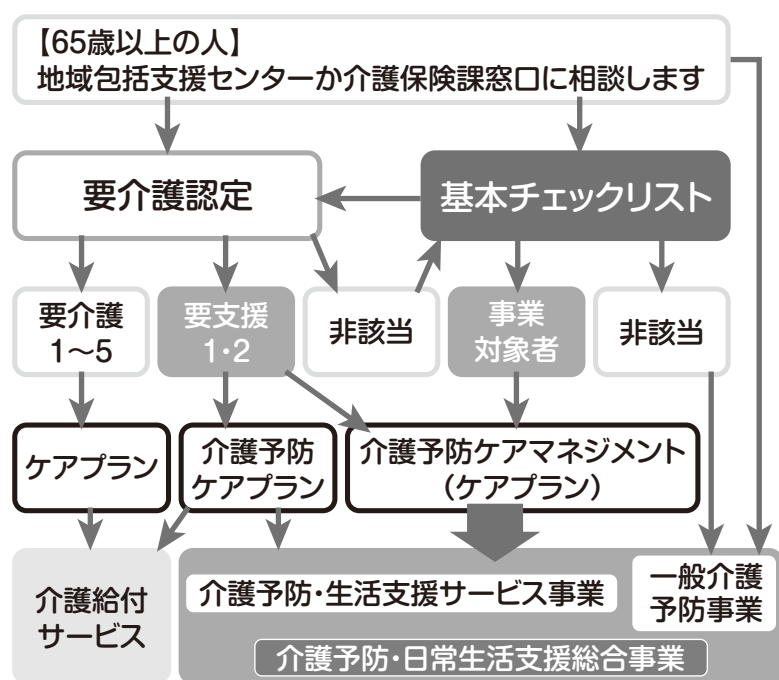
名称	内容	利用料
訪問介護サービス	食事や入浴の介護、着替えの手伝い、外出の介助などを中心に自宅での支援を行います	・週1回 1168円/月 ・週2回 2335円/月 ・週3回以上 3704円/月
※てだすけサービス	自宅での支援のうち、特に、掃除や洗濯、調理などを行います	・週1回 1024円/月 ・週2回 2047円/月 ・週3回以上 3247円/月
※つながりサービス	短時間（15分以内）の生活支援を行います（買い物代行、ごみ出し、電球の交換、階段の掃除など）	・300円以内/1回 実施者により料金が設定されます

通所型サービス

名称	内容	利用料
通所介護サービス	送迎により自宅から実施場所に出向き、運動やレクリエーションなどを行います (食事をしたり入浴をしたりする時の介助も受けられます。送迎・入浴は希望者のみ)	○事業対象者・要支援1 1647円/月 ・入浴なし 1447円/月 ・送迎なし 1271円/月 ・入浴・送迎なし 1071円/月 ○要支援2 3377円/月 ・入浴なし 2977円/月 ・送迎なし 2625円/月 ・入浴・送迎なし 2225円/月
※ふれあいサービス	外出する機会が少ない人へ運動やレクリエーションなどを行います（少人数の集まりです）	○事業対象者・要支援1 750円/月 ○要支援2 1547円/月 *入浴・送迎のない利用料

表の利用料は、1割負担の場合です。（つながりサービスは実費負担）
表の利用料以外にも各種加算などの費用が掛かる場合があります。

図 総合事業のサービス利用の流れ



サービスの利用は、担当地域の地域包括支援センターに気軽に相談してください。

鉄南 帯広至心寮（西5南30、☎24・1150）

東 帯広至心寮（東13南6、☎66・4613）

西 帯広市社会福祉協議会（公園東町3、グリーンプラザ内、☎21・3292）

川北 帯広市社会福祉協議会（北西14北1、☎66・4535）

広陽・若葉 愛仁園（西16南28、☎49・2338）

西帯広・開西 愛仁園（西24南1、☎61・1616）

南、川西・大正 帯広けいせい苑（川西町西1、☎53・4771）

① 要介護認定で「要支援1・2」と認定された人
② 65歳以上の要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」

利用対象者

介護予防・生活支援サービス事業

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つがあります。

判定された人 ※25項目による基本チェックリストで「事業対象者」と判断されると、要介護認定を省略して迅速にサービスが利用できる。

訪問型サービス

これまでの介護予防訪問介護と同様の「訪問介護サービス」に、生活援助を実施する「てだすけサービス」、介護保険のサービスで

一般介護予防事業

元気な高齢者向け、虚弱な高齢者向けといったこれまでの介護予防事業を、心身の状態にかかわらず全ての高齢者に対し、「一般介護予防事業」として実施します。

できない生活支援をボランティアなどが提供する「つながりサービス」が加わります。（表）

総合事業によるサービスを利用するには

地域包括支援センターか介護保険課に相談してください。

要介護認定を希望する人は申請が必要です。認定申請をせずに「介護予防・生活支援サービス事業」のサービスのみ利用を希望する人は、基本チェックリストによる「事業対象者」の判定を行います。（図）

要支援1・2もしくは事業対象者になると、地域包括支援センターなどがケアプランを作成し、サービスを利用することができます。

介護予防・生活支援サービス事業を利用した場合、原則、費用の1割（一定の所得基準の人は2割）を利用者が負担します。ただし、つながりサービスは実費負担で利用できます。（表）

現在利用中のサービスは認定期間まで

現在、要支援1・2の認定を受けている人は、認定期間が終わるまで引き続き今のサービスを利用できます。

認定期間中でも総合事業のサービスの利用を希望する場合は、担当のケアマネジャーに相談してください。

詳細は、高齢者福祉課や介護保険課、「コミセン」福祉センターに設置しているパンフレットをご覧ください。



地域包括支援センターに相談